

3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について

(1) 児童扶養手当について

① 児童扶養手当の手当額について

児童扶養手当の手当額については、「児童扶養手当法」、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定を行うこととされている。

平成20年度の児童扶養手当額は、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定による特例措置により、「児童扶養手当法」の規定による本来額とは異なる特例額とされており、その額は本来額よりも1.4%高い額とされている。

平成21年度の児童扶養手当額については、平成20年の全国消費者物価指数の上昇が対前年1.4%であるため、平成21年度は本来額が特例額と並び、手当額は本来額によることとなるが、結果的に平成20年度の特例額と同額に据え置かれることとなる。

手当額

	(平成20年度)		(平成21年度)
全部支給(月額)	41,720 円	→	据え置き
一部支給(月額)	41,710 円	→	据え置き
			～ 9,850 円

② 児童扶養手当の一部支給停止について

平成20年4月分の児童扶養手当より実施されている児童扶養手当一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務について、多大なご尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

各自治体におかれては、一部支給停止適用除外手続を行っていない受給資格者との連絡、手続の支援等に引き続きご尽力をいただいていることと存じ上げるが、こうした支援をさらに進めていただくとともに、手続を行った受給資格者については、一部支給停止措置の決定を取り消した後、速やかに差額を随時支払うなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を今後ともお願いしたい。

また、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられないために一部支給停止となった方に対しても、現況届などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取り組みを促していただくようお願いする。

(関連資料9、10(218頁、219頁))